

七十一 第66条の6～第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(発行済株式)</p> <p>66の6-1 措置法第66条の6第1項第1号の「発行済株式」には、その株式の発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(外国法人税の額に加算される税額控除額)</p> <p>66の6-6法第69条第8項.....</p> <p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>66の6-10</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p><u>(注) 当該確定申告書の提出前において、既に措置法第68条の90の規定の適用を受けて最初に提出した連結確定申告書があり、かつ、当該連結確定申告書に添付した当該特定外国子会社等に係る損益計算書等に評価方法を付記している場合には、新たに当該確定申告書に添付する損益計算書等への付記を要しないものとする。</u></p> <p><u>なお、既に同条の規定の適用に当たりいったん採用したこれらの方法については、措置法第66条の6の規定の適用においても、特別の事情がない限り、継続して適用することに留意する。</u></p> | <p>(発行済株式)</p> <p>66の6-1 措置法第66条の6第1項第1号の「発行済株式」には、その株式の発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるが、自己株式はこれに含まれないものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(外国法人税の額に加算される税額控除額)</p> <p>66の6-6法第69条第7項.....</p> <p>(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い)</p> <p>66の6-10</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66の6-19措置法規則第22条の11第2項第2号から第6号まで..... </p> <p>(課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算)</p> <p>66の6-21同条第5項及び第12項.....</p> <p>(特定外国子会社等から中間配当の額を受けた場合の取扱い)</p> <p>66の6-25 <u>内国法人が、当該事業年度において特定外国子会社等から商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配に類するもの(以下66の6-25において「中間配当」という。)を受けた場合には、当該中間配当に係る事業年度の利益の配当又は剰余金の分配(以下66の6-25において「確定配当」という。)を受けることとなる当該内国法人の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において、当該中間配当の額と当該確定配当の額との合計額に基づき措置法第66条の6第1項及び第66条の8第1項の規定(同法第68条の90第1項及び第68条の92第1項の規定を含む。)を適用する。</u></p> | <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>66の6-19措置法規則第22条の11第2項各号.....</p> <p>(課税対象留保金額に係る外国法人税額の計算)</p> <p>66の6-21同条第5項及び第11項.....</p> <p>(新 設)</p> |